中日労働問題の比較的考察

2016.07.26（火）

現在、中国の労使関係（中国では「労働関係」と言う）は非常に悪化し、労働者の権益が侵害され、各地で労働運動が頻発しつつある。「和諧労働関係」（調和のとれた労使関係）の構築に向ける政策を探るため、多くの中国研究者と労働組合（中国語「工会」）幹部は常に、海外の労働問題を注目している。

１．中国から見た日本的労使関係

中国側の国際比較から見れば、日本的労使関係の安定という印象が非常に強いと言われる。

（１） 毛沢東時代

多くの報道・訳本・論文――――→左翼の労働運動･労働組合の活動に集中

（２）改革開放以降

① 日本経済の原動力として「三種の神器」の賞賛：終身雇用制・年功序列・企業別労働組合―――→ 近年が衰退しているという認識がある。すでに崩壊か？

② 日本労働組合の活動と役割：一方的に日本側の連合からの紹介と認識が多い。従って、日本の労働組合活動は生産性向上のための協調主義路線を定義する。労組の自立性を指摘する。

③ 労働関連法案に対して高い評価を与える。特に労働組合法・労働基準法および労働関係調整法という労働三法に焦点を合わせる。中国の集団労働紛争が増えているとともに、日本の集団労働紛争解決制度に大きな興味を持つ。

⑤ 日本の非正規労働者問題と保障関連活動･政策。

今の中国では、日本の労働運動研究は既に日本政治・社会研究の周辺になっている。同時に、日本的労使関係は中国学界にとって模範となる。

２．中日労働の共通問題

（１）長時間労働

日本側：2015 年の平均総労働時間数＝1734 時間、所定内労働時間＝1609 時間、パートを除く一般労働者＝2025.06 時間（厚労省の毎月勤労統計調査の平成 27 年分結果速報）。残業代未払いという問題も明らかに目立っている。

中国側：中国労働力調査報告（2015 年版）によると、週労働時間は 44.74 時間である

→ 年間推計：×4 週×12 ヵ月≈2147 時間。農民工の賃金不払の件も多い。2011 年に悪意不払を刑事化する「労働報酬未払い罪」が新設されたが、実効性が見えない。

（２）低賃金

日本側：2015 年規模五人以上の事業所の月間現金給与総額は月額 31 万 3801 円で、名目で前年比 0.1%増、実質で前年比 0.9%減となり、実質賃金は四年連続で減少した。

中国側：中国統計年鑑（2015 年版）：2014 年の全国居民収入では賃金収入が 11420.6 元である（2013 年 10410.8 元）。貧困ラインの基準は 2855 元であり、貧困人口は 5000 万人がある。

（３）非正規労働の増加

日本側：2015 年平均の正規の職員・従業員は 3313 万人と、前年に比べ 26 万人増加（８年ぶりの増加）となった。非正規の職員・従業員は 1980 万人と 18 万人増加（６年連続の増加）となった。なお、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 37.4%となった。

中国側：官製の統計がなかった。学界において、非正規労働者に関して複数の定義があることに従い、様々な推計があった。その中で労務派遣制度は 2008 年以降、普遍化になっていく。2014 年「労務派遣暫定規定」：企業内の被派遣労働者数は雇用者総数の 10%を超えてはならないと規定する。→企業の対策：「外注の派遣化」現象が増える

中日非正規雇用の共通問題：低賃金、正規労働者との格差、福利厚生問題、職業訓練の不足など

（４）労働組合組織率の低水準

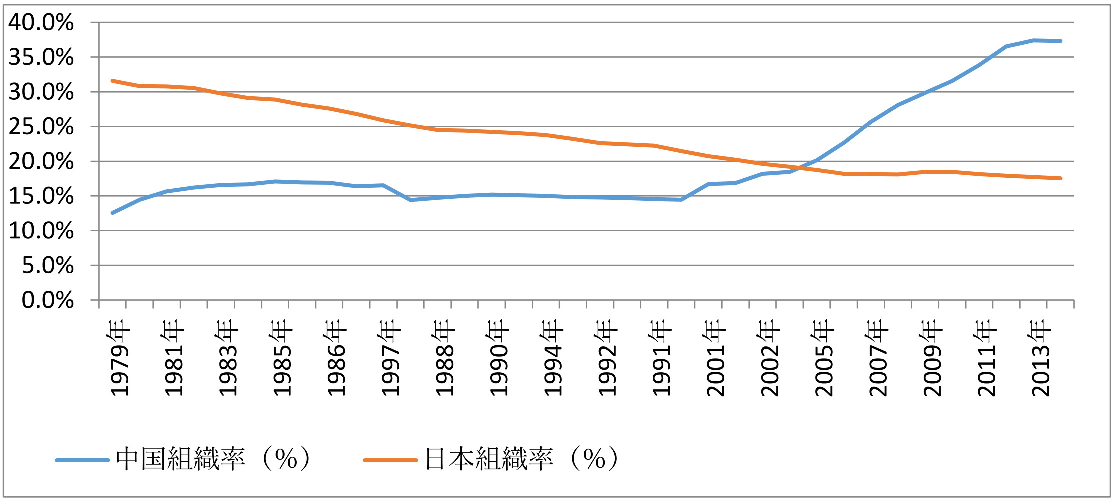

日本側: 労働組合員数は 988 万 2 千人で、労働組合員数は３万３千人(0.3%)の増となっている。また、推定組織率は、**<u>17.4%</u>**となっている。

中国側：労働組合員数は 28811.8 万人で、組織率 37.3%がある（日本の計算方法による労働組合員数を雇用者数で除して計算している)。

中国と日本の労働組合は主に企業別労働組合として活動する。

（５）労働争議と労働紛争

日本側：

平成 26 年の労働争議は、「総争議」の件数は 495 件、総参加人員は 121,621 人となっており、前年に比べ、件数は 12 件（2.4%）減、総参加人員は 6,766 人（5.3%）減となり、「総争議」の件数は、1957 年以降、最も少なかった。しかし、2015 年には、総合労働相談の件数は８年連続で 100 万件を超え、高止まりしている。

中国側：

日本に比べ、中国の争議量と参加人数が多い（附表）し、山猫ストなどの集団争議行動が頻繁に行う。

３．中日労働運動の動向

中国では組織された労働運動があるか？ 中国では、「運動」という単語には政治目的を達成する行動する意味を持つ。

日本では、三大労働組合（連合・全労連・全労協）と他の労働組合の運動・活動

（１）労働組合の組織拡大戦略

日本側：

① 連合の 689 万人→「1000 万人」; 全連合 80 万→「150 万」

量の増加より、質の向上のため行うほうがいい。

誰の組合？→まず労働者側の信頼性を取り戻す。

② 非正規労働者の組織化（個人加盟ユニオンなど）: 組織された人数があまり多くない。企業内の正規労働者との連携か？

中国側：

中国全国総工会は「組織起来、切実維権（組織せよ、権益を保護せよ）」という組織化政策を推進している。特に農民工の組織化を目指す。しかし、大部分のは有名無実の労働

組合になる過ぎなかった。「維権」の機能があるが、「維穏（社会治安を維持する）」という役割が多い。

中国民間の労働活動家は 2008 年以降、労働組合内の「自主選挙」に促させたが、成果が殆どなかった。

（２） 社会運動的な労働運動

日本側：2001 年 7 月、連合の第 7 回大会は、「社会的労働運動」への転換が提出した。

だが、「社会的」という言葉は「社会主義」「階級闘争」を目的としない、労使協調を前提とし、労働者の利益の実現するため、社会･政策改革を求めるということである。

連合より、全労連は政治性が濃い、2015 年安保関連法案阻止へ政治ストを行動した。

例えば、近年の「安保関連法案」反対運動、辺野古基地建設をめぐる反対運動

中国側：労使協調を主張するビジネス・ユニオン運動にもまた存在しない。そして、中国ではいわゆる「社会運動」は政府･党に対する反対運動の同義語と考えられる。今年、いくつかの労働 NGO が政府によって弾圧されたという事件もあった。

(3) 国際の連帯活動

グローバル化の資本に対して、国境を越え、国際的連帯を構築する必要がある。特に最近、移民労働者の問題が厳しくなり、民族主義・ポピュリズムの勢力が台頭する。

日本側：

連合：「国際労働組合総連合（ITCU）」に加盟した。中国との交流が多い。

中国側：

総工会と外国労働組合の交流は、海外の労使協調政策・経験を学ぶということと、共産党の功績を賞賛するプロパガンダという二つの意図を持つ。

一方、民間の労働活動家は民主主義の共闘と国際労働者間の共闘のため、海外の左翼・労働団体と連絡する。例えば、ユニクロをめぐる SACOM と日本団体間の協力、最近の中国のウォルマートスーパーマーケットの「ウォルマート従業員聯誼会」とアメリカの労働組合支援組織「アワー・ウォルマート」が会議を行い、中国での集団行動を行う計画について話し合いを行った。

今後、中国官製機構だけではなく、日本側の労働組合は、中国労働者と連帯し行動するという可能性があるか？